

**外国企業が支店や駐在員事務所を設置するに
あたり、適切なスポンサーを選択するには**

2012年7月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所Herbert Smith Freehills LLP Dubaiに作成委託し、2012年7月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiにかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-600
東京都港区赤坂1-12-32
Tel: 03-3582-5017

JETRO

本報告書作成委託先：
Herbert Smith Freehills LLP Dubai

Dubai International Financial Centre
Gate Village 7, Level 4
P.O. Box 506631
Dubai, UAE
Tel: +971-4-428-6300
Fax: +971-4-365-3171



**HERBERT
SMITH
FREEHILLS**

外国企業が支店や駐在員事務所を設置するにあたり、 適切なスポンサーを選択するには

アラブ首長国連邦(UAE)商事会社法の第314条は、支店や駐在員事務所を設置する場合に、現地スポンサー(国民たる代理人としても知られる)を選任することを義務付けている。現地のスポンサーは、UAE国民たる個人または完全にUAE国民に所有された会社でなければならず、かつその支店が営業をする首長国に通常居住している必要がある。

国民たる代理人は、支店に対する持分や経営権は有しておらず、またその責任も一切負わず、一般的には、支店に対して支店のライセンスの取得と更新、支店の従業員のビザおよび労働許可の取得、ならびに支店における政府各部との折衝についてのサポートなどをはじめとする、事務手続きに関するサポートを提供する役割を担っている。もっとも、スポンサーがもう少し深く事業にかかわる場合もある。例えば、スポンサーが現地の有用なキーパーソンらを支店に紹介することができるかもしれない。

国民たる代理人は通常、その提供するサービスにつき、当該代理人と外国企業との間で合意された内容に従って、一年ごとに報酬の支払いを受けるが、報酬の額は、当該国民たる代理人の地位や当該外国企業の現地でのイメージなどに左右される。ドバイには、支店の設置とライセンス取得のための事務手続きに関するサポートを提供した後に、さらにスポンサーの役割を務めるサービス業者も存在する。一般的な報酬額は、一年につき5万UAEディルハムから15万UAEディルハムまでの間とされているが、現地スポンサーが個人であるか法人であるかによって異なる。

報酬は通常、一年間につき一定額とされるが、国民たる代理人がUAEにおいて有用なキーパーソンらを支店に紹介するなどのサービスを提供する場合には、報酬がその紹介によって生じたビジネスから得られる収益または利益の一定割合になることも考えられる。

スポンサー契約書は、設立手続きの一環として経済開発局への提出を要する書類の一つであるため、これを欠く場合、支店や駐在員事務所を設置することはできない。

以下は、スポンサー契約書において取り上げておくべき主な事項の例である。

- 支店の「所有者」は外国企業であり、国民たる代理人は経営権を一切有さないことを述べた規定。
- 支店または駐在員事務所が事業活動を行うために必要なすべてのライセンスや許可証を毎年更新する義務や従業員のビザの取得義務など、代理人の役割に関する明確な規定。

- 代理人は政府関係者に不正な支払いを行わず、外国企業の贈収賄防止や腐敗対策に関する社内規程を遵守する旨を保証することなど、想定され得る贈収賄問題への対策に関する規定。
- 報酬体系に関する明確な規定(一年間につき一定額とするのか、それとも収益または利益を参考にして計算されるのか)。
- 同契約書はパートナーシップ契約や商業代理店契約を構成するものではないことを明確にする規定。
- 任期
- 秘密保持規定、および外国の親会社の競争相手のために働くことに関する競争禁止条項。

なお、UAE の新商事会社法の法案によれば、外国企業による支店や駐在員事務所設置にあたり、スポンサーの選任が不要になる点は、注目すべきことである。ただし、当事務所による特別レポートの 2012 年 5 月号においても取り上げたとおり、この法案がいつ、どのような形で成立するのかについては、現在のところ何も確実なことは言えない。

(報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所: Herbert Smith Freehills LLP Dubai)